

とよなか

市議会のうごき

12月定例会を開き、令和元年度決算の認定や新型コロナウイルス対策関連施策など、市民の生活にかかわるさまざまな議題について審議し、また一般質問を行いました。

目次

P2～4 12月定例会の経過

P5～11 一般質問の要旨

P12 教えて!市議会「議員の報酬」
市議会からのお知らせ

12月
定例会

令和元年度決算を認定 高齢者の任意PCR検査を含む補正予算を可決



12月定例会の経過

会期 11月30日～12月22日の23日間

令和2年12月定例会を11月30日に開会し、令和元年度決算関係議案4件を認定した後、新型コロナ関連施策を含む令和2年度一般会計補正予算など、市長提出議案26件、議員提出議案1件、請願1件及び意見書1件を議決して、12月22日に閉会しました。

第1日 (11月30日)

- 会期を12月22日までの23日間と決定
- 9月定例会から閉会中継続審査とし、10月に各常任委員会で審査した令和元年度決算関係議案について
 - ・各常任委員長が審査結果を報告
 - ・豊中市各経済歳入歳出決算について討論の後、委員長の報告のとおり賛成多数で認定
 - ・病院事業会計決算について討論の後、委員長の報告のとおり全会一致で認定
 - ・水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について討論の後、委員長の報告のとおり賛成多数で可決及び認定
 - ・公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について討論の後、委員長の報告のとおり賛成多数で可決及び認定
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び市長等の給与に関する条例の一部改正について討論の後、賛成多数で可決
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論の後、否決
- 令和2年度豊中市一般会計補正予算第12号など21件を関係常任委員会に付託
- 請願1件を文教常任委員会に付託

常任委員会 (12月3日、4日、7日、9日)

- 総務、文教、建設環境、市民福祉の4つの常任委員会で付託された議案及び請願を審査し、議案は可決、請願は不採択とすることに決定

第2日 (12月18日)

- 付託していた諸議案及び請願について
 - ・各常任委員長が審査結果を報告
 - ・豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について討論の後、賛成多数で可決
 - ・福祉会館条例の一部改正について討論の後、賛成多数で可決
 - ・豊中市青年の家条例及び豊中市立少年文化館条例の一部改正について討論の後、賛成多数で可決
 - ・令和2年度豊中市一般会計補正予算第12号について討論の後、賛成多数で可決
 - ・令和2年度豊中市水道事業会計補正予算第2号について討論の後、賛成多数で可決
 - ・残りの16議案を全会一致で可決
 - ・請願1件について討論の後、不採択
- 固定資産評価審査委員会委員の選任について全会一致で同意
- 人権擁護委員推薦の諮問について全会一致で候補者を適任と認める旨答申
- 令和2年度豊中市一般会計補正予算第13号について討論の後、全会一致で可決
- 一般質問

第3日 (12月21日)

- 一般質問

第4日 (12月22日)

- 一般質問
- 意見書1件を全会一致で可決 ※3ページ参照
- 12月定例会を閉会

人 事

- ・固定資産評価審査委員会委員に平松垂矢子^{ひらまつ あや こ}さんを選任することに同意しました。
- ・人権擁護委員に藤原道子^{ふじわら みちこ}さん、船曳裕幸^{ふなびき ひろゆき}さん、枅村洋子^{ますむら ようこ}さんを適任と認める旨答申しました。

請 願

「子どもの権利条約」の精神を生かし、子どもたちのための施策充実をもとめる請願書は不採択としました。

意 見 書

次の意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係行政庁及び国会に提出しました。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

※意見書全文は市議会ホームページの「市議会からのお知らせ」に掲載しています。



可決した予算

★印はコロナ対策

＜令和2年度豊中市一般会計補正予算第12号＞ 補正予算額5億4,084万2千円

- ・臨時財政対策債の確定により当初予算額を上回った一部を、後年度の財源として活用するため財政調整基金へ積立

- ★重症化しやすいといわれる65歳以上の高齢者で希望する方を対象に、PCR検査を実施
- ★市内全ての病院、医科診療所、歯科診療所、薬局に対して1施設につき10万円の慰労金を支給
- ★寄附金額の増額に伴い、とよなか新型コロナウイルス対策基金の積立額を増額及び、寄附金をコロナ対策関連事業へ活用 など

＜令和2年度豊中市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号＞ 補正予算額541万2千円

- ・平成30年度税制改正に対応するため必要なシステムの改修 など

＜令和2年度豊中市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号＞ 補正予算額650万6千円

- ・平成30年度税制改正に対応するため必要なシステムの改修 など

＜令和2年度豊中市介護保険事業特別会計補正予算第3号＞ 補正予算額38万9千円

- ・人事異動に伴う予算不足額を補正 など

＜令和2年度豊中市病院事業会計補正予算第4号＞ 補正予算額500万円

- ★とよなか新型コロナウイルス対策基金に寄せられた寄附金の一部を一般会計から繰り入れ、感染症対策経費として個人用防護具を購入 など

＜令和2年度豊中市水道事業会計補正予算第2号＞（債務負担行為の補正）

- ・配水管敷設事業において円滑な工事の進捗が図れるよう、年度当初からの工事着手を可能にするべく、年度内に契約等を行うため期間と限度額を設定 など

＜令和2年度豊中市公共下水道事業会計補正予算第2号＞（債務負担行為の補正）

- ・下水道取付管更新事業において円滑な工事の進捗が図れるよう、年度当初からの工事着手を可能にするべく、年度内に契約等を行うため期間と限度額を設定 など

＜令和2年度豊中市一般会計補正予算第13号＞ 補正予算額1億8,860万5千円

- ★低所得のひとり親世帯に対して、再度の臨時特別給付金の支給

◀次のページにつづく

可決した条例

■市長提出議案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

期末手当の支給割合を改正(年間 4.5月→4.45月)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

期末手当の支給割合を改正(年間 4.5月→4.45月)

手数料条例の一部を改正する条例

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、農林水産物等に係る輸出証明書の発行手数料等を新設

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

豊中市立せんりこども園を廃止

福祉会館条例の一部を改正する条例

福祉会館の改築に伴い、同施設の名称(豊中市立地域共生センター)、使用料の限度額その他所要の規定を改正

豊中市食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例

規制改革実施計画において個人事業主の事業承継時の手続簡素化の措置を講じることとされたことを踏まえ、事業を譲り受けた場合の営業許可申請に係る手数料の額を定めるとともに、その他所要の規定を改正

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の応益割軽減措置に係る基準を改正

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行令の改正に準じ、小規模な建築物について階段の数及び構造に関する制限の緩和その他所要の規定を改正

新設 市立豊中病院事業基金積立条例

市立豊中病院事業基金を設置

豊中市青年の家条例及び豊中市立少年文化館条例の一部を改正する条例

青年の家及び少年文化館の統合による青少年育成機能の充実を図るための施設再編に伴い、仮移転による青年の家の位置の変更を行うとともに、プラネタリウム館事業、科学展示ホール事業及び施設を一般の利用に供する事業並びに千里少年文化館を廃止

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の範囲を拡大し、位置、構造及び管理の基準を改正するとともに、当該設備に係る届出制度の創設その他所要の規定を改正

否決した条例

■議員提出議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

期末手当の支給割合を年間 0.05 月減額(現行年間 4.45 月)

※議員提出議案の詳細は
二次元コードからご覧ください



その他の議決議案

■市長提出議案

令和元年度大阪府豊中市各経済歳入歳出決算認定について	認定
令和元年度豊中市病院事業会計決算認定について	認定
令和元年度豊中市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	原案可決及び認定
令和元年度豊中市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について	原案可決及び認定
豊中市立母子父子福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会を指定	

市営住宅及びその共同施設の指定管理者の指定について	原案可決
株式会社東急コミュニティーを指定	
豊中市立青少年自然の家の指定管理者の指定について	原案可決
特定非営利活動法人豊中市青少年野外活動協会を指定	
工事請負変更契約の締結について	原案可決
新型コロナウイルスの影響による履行期間の延長に伴い工事請負金額の増額変更	
豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について	原案可決

一般質問の要旨

議員が本会議で市政運営や政策などについて質問を行いました。
その一部を紹介します。

大阪市との連携は

問 大阪都市圏の一部を占める市として、隣接する大阪市の連携をどう進めるのか。また、新大阪駅周辺地域の発展を本市として生かしていく考えはあるか。

答 大阪市とは、これまで大阪市隣接都市協議会での議論をはじめ、図書館の相互利用や合同防災訓練、小中学校の区域外就学といったさまざまな取組みを行っており、今後も大阪市と連携した取組みは必要であると考えている。

新大阪駅周辺地域は、リニ

ア中央新幹線的全線開業などを契機に、広域交通のネットワーク機能がさらに充実し、国内外から人・モノ・情報が今以上に集積することが期待され、本市の南部地域活性化の加速につながる好機だと考えている。

政令指定都市移行への市長の見解は

問 政令指定都市移行と、移行への要件を満たすための市町村合併について市長の見解は。

答 大阪都構想の住民投票をきっかけに、市町村など基

礎自治体や広域行政のこれからのあり方について、住民に選択を迫った議論になったと認識している。本市は、住民に最も身近な基礎自治体として市民サービスの充実を図るため、中核市に移行したが、その先についても考えていかないといけない。引き続き、都市間での広域連携を図りな



がら、さらなる市民サービスの充実に取り組んでいきたい。また、少子高齢化・人口減少の観点から、市町村合併や政令指定都市移行など、さまざまな議論を深めていくことも必要だと考えている。

脱炭素社会に向けた取組みと市長の決意は

問 脱炭素化に向けた本市の今後の取組みの方向性と決意は。

答 温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を達成するには、次世代型の蓄電池技術、水素エネルギーの利用、二酸化炭素の再利用の3つの分野で革新的技術開発を進め、2030年から2050年に向けて大きく普及させることが必要とされている。本市としても、市民や事業者とともに、これまで取り組んできたチャレンジマイナス70プランをさらに深化させ、20



大阪国際空港内にある水素ステーション

50年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいく。

職員の新たな育成・評価の検討は

問 SPI試験の導入など職員採用試験の改革に取り組まれているが、従来どおりではない新たな育成・評価の検討は。

答 多様化、複雑化する社会の中で、さまざまな行政課題に対応するためには、お互いに多様性を認め合い、さまざまな考え方や価値概念を総合的に捉え、生かすことが必要となる。このため、地域の人とともに活動に参加する研修や外部団体などの人材交流の実施、例えばデジタル分野での民間専門人材の活用などの検討など、外部の多様な主体とのつながりを大切な要素として育成、配置を行っていく。

南部地域の 学校跡地の活用は

問 学校跡地の活用手順とスケジュールは。

答 学校跡地活用の考え方として、まずは各校区における防災機能の確保や地域活動の場の確保など、公共目的での利用、地域の活性化に資する必要な機能を整理すること

もに、民間活力の導入など幅広い可能性を視野に入れた活用方策を検討している。

(仮称) 庄内さくら学園エリアの各学校跡地は、令和2年度に個別活用計画を策定し、令和3年度に市場調査、令和4年度に事業者公募、令和5年度に事業着手を予定している。(仮称) 南校エリアの各学校跡地は、令和5年度に個別活用計画を策定し、詳細スケジュールを決めていきたい。



(仮称)南校の開校時期は

問 (仮称) 南校の開校は、当初示されたスケジュールから遅れるようだが、令和8年4月に決定したのか。

答 (仮称) 南校は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後も資材等の調達遅れなどが発生する可能性があることや、地中廃棄物の処理を適切に行うことも想定した上で、スケジュールを精査し、開校時期を令和8年4月として取組みを進めることとした。

地域コミュニティ拠点施設 持続可能な管理・運営は

問 地域コミュニティ拠点施設の持続可能な管理・運営についての考え方は。また、市民や審議会などの意見を踏まえ、どのように実現していくのか。

答 持続可能な管理・運営を行うためには、より多くの地域住民や団体に関わるとともに、施設やスペースについても既存の使用手法や管理運営にとらわれず、柔軟に行うことが望ましいと考えている。併せて、デジタル技術を用

活用し、利用者の利便性や管理者の負担を軽減する取組みについても検討を進めていく。

また、パブリックコメントや審議会等からのさまざまな意見を参考に、多世代がつながる地域コミュニティ拠点施設のあり方について、地域住民と丁寧に見え交換を重ね、施設配置のあり方や必要な機能等を定め、再整備につなげていきたいと考えている。

飛行機を見るための 周辺整備充実

問 千里川土手に飛行機を見に来る人のために、原田緩衝緑地エリア周辺の一部先行整備や駐車場の増設、交通機関充実の検討は。

答 原田緩衝緑地の整備とともに、千里川土手の整備についても、飛行機を見に来る人々が快適に過ごすための先行的な対応を改めて関係機関



飛行機が間近に見える千里川土手

と検討していく。

駐車場は、すでに関西エポート株式会社により整備されているが、今後も必要に応じた検討・協議を進める。交通機関は、阪急バスの停留所が近くにあり、令和3年4月からは、阪急曽根駅からクリーランドまでの路線が、JR伊丹駅と北大阪急行緑地公園駅まで拡充される予定である。また、千里川土手沿いにはシェアサイクルのポートがあり、バス、自動車以外でもアクセスできる状況となっている。

大阪国際空港での遅延便
地元との合意形成は

問 大阪国際空港での遅延便に関する地元との共通理解の形成に対する市の見解は。

答 運用時間は21時までとなっているが、現実には医療用の緊急搬送や災害救助などのほか、通常ダイヤの旅客機でも、天候不良など、空港運営会社が設けている運用基準に該当するやむを得ない場合には、21時以降の離発着が行われている。その都度、空港運営会社から地元住民に対して説明が行われているが、今後は両方で改めて運用ルールを議論し策定することの意義や必要性などについて、地元住民、空港運営会社、航空会社との間で、共通理解を図っていく必要があると考えている。

空港運営会社や航空会社にさまざまな情報提供を求めるとともに、議論が円滑に行わ

れるよう整理を行うことが、本市の役割と認識している。

浸水ハザードマップ改訂
版の発行と改善点等は

問 浸水ハザードマップ改訂版の発行時期と、浸水が想定されるエリアに、地震や大震災時などの指定緊急避難場所も表示されていることについての改善や、その他変更点

答 発行時期は令和2年度末を予定しており、指定緊急避難場所のうち、洪水の区分に指定しているもののみを掲載する予定である。また、河川ごとに洪水が発生した場合の浸水深や、小学校区ごとのハザードマップの掲載、マイタイムラインの作成方法なども掲載する予定である。



救急タグで迅速な処置を

問 超高齢化社会における救急体制の課題とその解決につながる救急タグの効果は。

答 超高齢化社会では、救急件数が増加するとともに、高齢者の救急活動時間は他の年代に比べ延伸傾向にある。延伸の原因については、傷病者の医療情報の聴取に時間を要していることが考えられる。救急タグは、傷病者の医療情報を事前にICチップの入った救急タグに登録しておくもので、効果として迅速に医療情報の取得ができ、搬送時間の短縮につながることを挙げられる。

課題は、地域のコミュニティなどに参加していない人への広報である。SNSなどによる情報発信を強化するとともに、市関係部局と連携し、市民に直接手元に届くお知らせなどへの広報物の同封や医療

機関の待合などでの広報、登録を考えている。

教育・まちづくりに
デジタルの活用を

問 学校と保護者がデジタルでつながる仕組みの構築は。また、まちづくりにデジタル活用を進めるための本市の実情に合わせたプラットフォームづくりの考え方は。

答 教職員や保護者の負担軽減の観点からも、校務のデジタル化は急務であり、教育委員会が主体となって、現在検討を進めているところである。本市のデジタル化は、経営戦略方針でICTフィールドに位置づけている南部地域での新たな技術の先駆的な導入や実証実験等を行い、全市に普及させていく。先進自治体や国でデータ連携基盤づくりが進められており、本市としても内閣府や大阪府のプラットフォーム等に参画しながら

ら調査研究を進めていく。

子どもの貧困対策
保護者への取組みは

問 子どもの貧困対策は、保護者にアプローチすることが重要だと考えるが、見解と取組みは。

答 子どもの貧困については、子どもへの支援はもとより家庭やその保護者への相談・支援が重要であると認識している。本市では、子育ての不安の軽減と楽しさについて学び場として、「親を学ぶプログラム」を実施しているほか、子どもの成長にとって重要な愛着形成を学ぶ参加型の講座を通じて、親子で一緒に育っている。また、子どもの貧困は、保護者の置かれている状況に大きく左右されることから、それぞれの状況に応じた相談や援助を行い、親としての責務を果たす力を発揮でき

るよう支援していく。

児童相談所新設の検討は

問 国は中核市での児童相談所の整備を推進する措置をとっている。本市はどのように検討しているか。

答 中核市において児童相談所を設置している明石市や金沢市への視察を行い、そのメリットや児童相談所運営のあり方に加え、全国的な課題でもある人材の育成と確保など、多岐にわたり情報収集を行い検討している。

送迎サービス付き病児保育の拡充は

問 園児が登園後に発熱した場合でもすぐに迎えに行けないという保護者の声があるが、対応は。送迎サービス付き病児保育拡充への見解は。

答 体調不良児対応型の就学前施設では、保護者が迎えに来るまでの間、園看護師が緊急的な対応を行い、保護者へ園児を引き継いでいる。

現在2つの病児保育事業者が送迎サービスを提供しており、市内にある就学前施設は基本お迎えの範囲内としてカバーされている。子育てと就労の両立を支援するといった観点から、引き続き病児保育事業者の協力を得ながら、児童の安心安全な病児保育の提供に努めていく。

学校給食無償化を実現できないか

問 小中学校の給食費を無償化した場合に必要な財源と、無償化への考えは。

答 給食費を無償化した場合、小学校は約11億2千万円、中学校は全員給食を実施した場合で約5億8千万円が必要となり、合計約17億円が必要



おいしい小学校の給食

となる。本市では、中学校の全員給食を令和4年度2学期より実施するため準備を進めているところである。学校給食無償化については、経済的に厳しい家庭に対しては就学援助制度による支援を現在も実施していることから、新たに多額の財源を要する全員への無償化は考えていない。

中学校の全員給食移行で食べ残しは

問 中学校給食を全員給食にした場合の食べ残しについてどう考えるか。

答 選択制の給食と違い、全員給食になると全員同じ献立になるため、生徒による好みの違いも多く、食べ残しは増える想定される。食べ残しが増えることは残念だが、全員で給食を食べることで給食の献立について意見を交わしたり、食べ残しについてみんなで考える豊かな給食時間になることを期待する。

コロナ禍での授業時数の確保は

問 国が示す緊急時における標準授業時数は。また、さまざまな特性がある子どもたちの学力の底支えについてどう考えるか。

答 学校教育法施行規則には、小・中学校各学年の各教科の標準時数が規定されている。学習指導要領では、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その

確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもつて学校教育法施行規則に反するものとはしないと示されている。また、令和2年5月の文部科学省の通知でも、臨時休業により標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないことも踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮するよう示されている。

配慮が必要な児童生徒への支援については、学校と連携し、児童生徒や保護者に寄り添い丁寧にかかわるよう徹底しているところである。

学習の遅れの総時間 9月答弁と食い違いは

問 9月議会で、どの程度学習時間が不足しているか質問し、15時間不足との答弁であった。しかし12月議会では80時間不足と答弁があり、こ

のように食い違った理由は。

答 各学校では行事の中で教科の学習を行うものもあれば、行事自体を削減して教科の授業とするものもあり、総時間数の中でさまざま工夫し、教育活動を行っていることを踏まえ、9月議会では、行事時間を含めた総時間数で説明したものである。9月時点では、年間を通じた総授業時数における標準授業時数とその他行事等にかかる授業時数の内訳についても、見通せる状況ではなかった。

授業アンケートは匿名にすべきでは

問 教員を評価する内容の授業アンケートは匿名にすべきではないか。

答 授業アンケートは、府教育委員会の制度設計の下、市教育委員会が実施者として各学校で様式を統一して実施しているものである。目的は、

府費負担教職員の人事評価の一部である授業力について、授業アンケート結果を参考とすることとなっているため、小学校の保護者及び中学校の生徒に対して協力いただいている。人事に関する情報となることから、公平性を担保するため記名式の府内統一様式が用いられている。

トランスジェンダーの児童生徒への対応は

問 トランスジェンダーの悩みを抱えた児童生徒への対応は。

答 府では、性別を記入することに抵抗がある生徒に配慮して、令和元年の府立高校入学願書の性別欄が削除された。本市では、老朽化したトイレを計画的に改修し、基本的に1階部分に多目的トイレを設けるなど、性差に関係なく誰もが使えるようにしている。

全市的な性教育を

問 性教育を各学校に任せるのではなく、全市的かつ効果的な性教育の取組みが必要と考えるが見解は。

答 児童生徒が生涯を通じてよりよい生活を営んでいくための学習として、思春期を認識し、生殖に関わる知識を習得するなど、学習指導要領に基づいた指導を基本としながら、各学校が児童生徒の実態に応じて学習活動を展開することは大切であると考え。教育委員会としては保健所等関係部局と連携し、必要に応じて指導助言に努める。

充電式電池の回収は

問 決められた回収拠点ではなく、不燃ごみとして出された充電式電池が原因の火災が増加している。回収率を高める取組みと課題は。

答 充電式電池が取り外せない小型家電製品が、回収拠点ではなく不燃ごみとして排出されている。現在、適切な分別のため、市ホームページや「広報とよなか」、ごみ分別アプリ「さんある」、YouTube「とよなか環境TV」で、正しい分別方法の周知を行っている。また、令和3年3月には、全戸配布する「わが家のごみカレンダー」と「使用済み小型家電は回収ボックスへ」



ツピーごみ減量通信」に火災事故防止の周知記事を掲載予定である。

路線バス運行変更による不便解消策は

問 令和2年10月に路線バス運行に大きな変更がなされた。今まで直通で行けた場所に乗り継ぎが必要となっているが、不便解消や、乗り継ぎ料金を無料にできないのか。



答 バスの乗り継ぎ料金は、基本的に事業者の意向で運用されるものであり、その料金支援を市が行うことは難しいと考えている。乗り継ぎ利便性の向上については、今後利用者の意見も踏まえながら、バス事業者と協議・調整を行っていきたい。

停電時

集合住宅での水の確保は

問 受水槽式給水の集合住宅では、停電になると動力ポンプが停止して水の供給ができなくなる。停電時に水を確保する手段はあるか。

答 配水管から受水槽までは常時水道水が供給されていることから、敷地内の受水槽付近に設けられている非常用給水栓が使用できる。この内容は、上下水道局ホームページや広報誌「とよなかの上下水道」などで案内している。

介護保険料引き下げに 準備基金の活用は

問 現在の介護給付費準備基金を全額取り崩した場合、介護保険料はどれくらい抑制になるか。次期介護保険料改定の際に、基金の一部である円滑導入特例交付金を活用して保険料を引き下げてはどうか。

答 介護給付費準備基金26億7千万円を取り崩した場合の抑制額は、概算で月額741円となる。基金の取り崩しについては、保険料上昇の抑制に充てるべく運用してきたが、取り崩し額は介護保険事業運営委員会において議論・検討していく。円滑導入特例交付金3億6千万円については、介護保険制度導入当初の交付金の剰余分で、赤字等財政危機が生じた場合に備え、基金に積み残してきたものである。取扱いについても、介護保険事業運営委員会において議論する予定である。

て議論する予定である。



認知症の人の事故 損害補償など対策は

問 認知症の人が事故を起こし、第三者に損害を与えた場合の損害賠償等について、何らかの制度上の対策が必要と考えるが、市の考えは。

答 損害補償については、近年民間の保険会社から比較的安価な保険商品が提供されているので、今後も他市の動向や保険会社の状況を注視していく。令和3年度から始まる次期介護保険事業計画の中でも認知症施策に重点を置き、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組んでいく。

成年後見制度 報酬助成対象の拡充は

問 成年後見人等への報酬助成制度の対象の拡充が必要と考えるがどうか。

答 成年後見人等報酬助成制度の対象は、現在、市長申立てに限定しているが、本人申立て、親族申立てにも広げていくことは、成年後見制度の利用促進にもつながり、対象者の権利擁護の向上を図ることができると考え、喫緊の課題と認識している。安心して成年後見制度を利用できるよう、実現に向けて検討していく。

けんしんの個別化・ 無料化の進捗は

問 がん検診以外にも含めた、けんしん全体の個別化・無料化の進捗状況は。

答 集団健診のみで実施し

ていた肺がん検診や骨密度測定については、豊中市医師会や専門医の意見をいただきながら、個別医療機関でのけんしん実施にかかるスキームを確立してきた。また、医療機関へのアンケートにより、市全体での個別健診可能件数を調査し、令和3年度から個別健診の完全実施が可能であることがわかった。

コロナ禍により、全てのけんしんの受診率が前年度より減っており、個別健診の導入や受診費用の無料化は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えて好機であると考えている。

※けんしん：本市では、健康状態を調べる健診（健康診査）と特定の病気を早期発見するための検診（がん検診など）をあわせて、ひらがな表記を使用しています。

小児の口腔機能発達に 関する研究は

問 平成30年に、保険診療



として小児の口腔機能発達不全症が追加された。本市は豊中市歯科医師会・大阪大学と共同で、小児の口腔機能の発達に関する研究に取り組むと聞いているが、その内容は。

答 小児期に「食べる」「話す」「呼吸する」といった口腔機能が十分発達しないと、成長や健康に影響するため、口腔機能を正しく評価し、必要な治療を受けることは重要であるが、小児の口腔機能に関する基礎データは少ない。そこで大阪大学大学院歯学研究科・豊中市歯科医師会と共同で、保健センターの乳幼児健診データを用いて小児の口腔機能と成長発育に関する解析・研究に取り組むこととなった。令和2年度中に庁内手

続きを進め、令和3年度から乳幼児健診データの解析を進める予定である。

緊急小口資金の特例貸付等の申請状況は

問 コロナ禍で緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付、住居確保給付金の申請状況はどうか。

答 社会福祉協議会が実施している緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付申請受理件数は11月末時点で、緊急小口資金が2289件、総合支援資金が1517件である。総合支援資金については、当初決定の3か月の貸付期間終了時点でも生活状況が改善されない延長申請が、1081件である。住居確保給付金の申請状況は、11月末までの新規申請が416件で、うち31件を支給決定している。3か月後の延長決定が165件、さらに3か月後の再延長

決定が19件である。

新型コロナウイルス対策で社会的検査が必要では

問 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ上で、高齢者の施設でスタッフ全員の定期的な検査をするなど、いわゆる社会的検査が必要ではないか。

答 無症状の人に定期的な検査を実施することは、偽陽性や偽陰性の可能性があることから、行政検査としては考えていない。また、陰性の結果により気が緩み、感染防護対策が徹底されないことも危惧している。誰もが感染しているかもしれないという認識のもと、感染防護対策を徹底することが重要だと考える。

**換気対策
二酸化炭素センサーの設置は**

問 新型コロナウイルス対策として

小中学校での換気の具体的な内容や基準、二酸化炭素センサー設置への見解は。

答 市立小中学校においては、教育委員会が作成した新型コロナウイルスの対策マニュアルに基づき、換気を含めた基本的な感染症対策に取り組んでいる。換気については、「気候上可能な限り窓は常時開けておくこと。常時窓開けが難しい場合は、授業中は開め、休憩中に開けて換気をする」と「原則として2方向の窓やドアを同時に開けること」などと具体的に示している。また、文部科学省が定める学校環境衛生基準では、換気の基準として、二酸化炭素の含有率は1500ppm以下であることが望ましいとされており、全市立小中学校においても、毎年学校薬剤師会の協力で測定している。二酸化炭素センサーの設置は考えていないが、学校運営中は換気を徹底していく。

市立豊中病院の職員への新型コロナウイルス対策や支援は

問 市立豊中病院の職員にどのような新型コロナウイルス感染防止対策や支援を行っているのか。全職員へ定期的なPCR検査を実施すべきでは。

答 当院では、令和2年7月に「市立豊中病院COVID-19感染対策マニュアル」を作成し、院内での感染予防策を徹底するとともに、職員の不安を軽減するため、感染管理認定看護師による相談・支援体制を整えている。また、精神科医や産業医による職員向け相談窓口を設置するなど、精神面での支援にも取り組んでいる。PCR検査を全職員には実施していないが、感染が疑われる場合においては、医師の判断により速やかに検査が実施できるよう対応している。



「議員の報酬」

議員の報酬は？

本市議会の議員報酬は、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定められており、平成24年度から月額63万5000円（議長73万円 副議長69万円）となっています。また、期末手当として年間4.45月分が年2回に分け支給されます。議員報酬及び期末手当については、市長の附属機関である特別職報酬等審議会の答申を踏まえることで公正性を担保しつつ、市議会において議論を行い、条例改正により改定しています。

議員報酬は、年齢等にかかわらず一律であり、税法上議員は給与所得者となり、自営業等で認められる必要経費の計上は認められていません。また、雇用保険は適用されず、退職金も支給されません。社会保険については厚生年金の対象外（議員年金は平成23年に廃止）



であり、国民年金と国民健康保険に加入することになります。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応に協力するため、特例的に昨年5月から本年4月までの1年間、議員報酬の5%削減を実施しています。



●インターネット中継をご利用ください

市議会のホームページでは、本会議、常任委員会及び議会運営委員会の模様をパソコン及びスマートフォン向けに生中継で配信しています。また、録画中継は約1週間後から会議録が作成されるまでの間ご覧いただけます。



●詳しくは会議録をご覧ください

市議会では、本会議と委員会の会議録を作成しています（約3か月かかります）。市政情報コーナー（第二庁舎4階）、図書館などで閲覧できます。また、市議会のホームページの「会議録検索」でも公開しています。



●3月定例会(予定)

本会議での個人質問については、希望者に手話通訳と要約筆記（ノートテイク）を行います（要申込み）。委員会の日程など詳しいことについては、市議会事務局(TEL6858-2633)へ問い合わせてください。

2月24日(水)	午後1時	本会議(議案上程・初日)
3月3日(水)	午前10時	本会議(代表質問)
3月4日(木)	午前10時	本会議(代表質問)
3月5日(金)	午前10時	本会議(代表質問)
3月22日(月)	午後1時	本会議(最終日)

※日程は変更になる場合があります。

